

第48回 大阪はぐるま研究集会

主催 大阪はぐるま研究会

子どもの心を育む教育と授業づくりをめざして

1. 期日 2024年 8月 3日 (土)

2. 会場 金光教 玉水記念館

最寄り駅：地下鉄四つ橋線「肥後橋」 8番出口 西へ1分

3. 日程

9:00	9:20	12:15	13:00	17:00
受付	【午前の部】 (詩の朗読・授業報告・模擬授業・特別報告)	昼食 休憩	【午後の部】 (社会科実践報告作品研究・記念講演)	

午前の部 (9:30~12:20)

1. 開会あいさつ
2. 詩の朗読
3. 作品研究 「ぼくのブック・ウーマン」
4. 実践報告 「やまなし」
5. 特別講演 『教育の希望をつかもう』 山口 隆さん 教文センター



午後の部 (13:00~17:00)

1. 社会科 「今とちがう昔を見つけよう」
2. 作品研究 「一つの花」
3. 記念講演 平和と社会の課題
一憲法と教育一

石川 康宏さん

日本の経済学者、社会運動家、神戸女学院大学名誉教授

1957年、北海道札幌市生まれ。著書に『今、「資本論」をともに読む』(共著)、『先住民族アイヌを学ぶ』(共著)、『いまこそ野党連合政権を！』(共著)、『憲法が生きる市民社会へ』(共著)、『21世紀のいま、マルクスをどう学ぶか』(共著)、『若者よ、マルクスを読もうⅠ・Ⅱ・Ⅲ』(共著)、『日本の民主教育2017』(共著)、『被災地福島の今を訪れて』(ゼミ著)、『本当は怖い自民党改憲草案』(共著)、『変革の時代と「資本論」』(共著)、『マルクスの心を聴く旅』(共著)、『戦後70年の日本資本主義』(共著)、『社会の仕組みのかじり方』、『「おこぼれ経済」という神話』、『「古典教室」全3巻を語る』(共著)、『女子大生のゲンバツ勉強会』(ゼミ著)、『橋下「維新の会」がやりたいこと』、『「ナナムの家」にくらし、学んで』(共著)など。



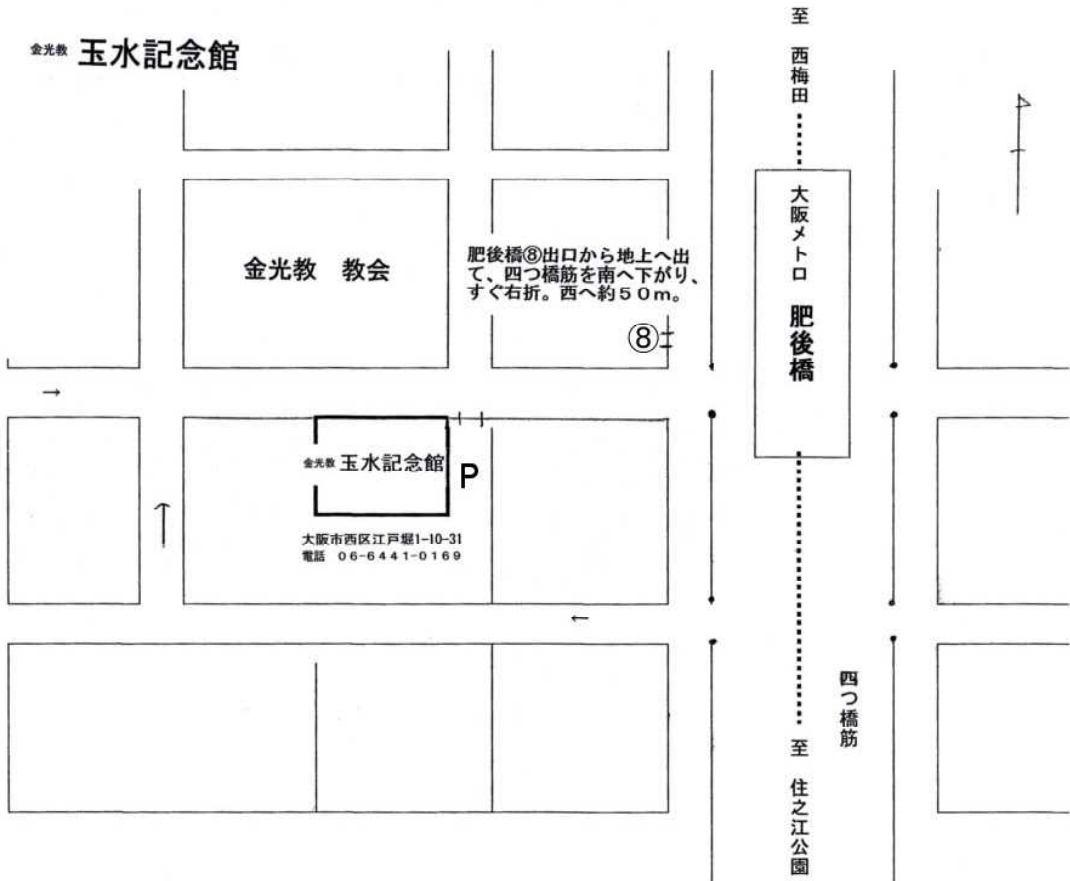
[]は担当サークル

詩の朗読	「生きることのいとおしさ」を、いくつかの詩の朗読で紹介します。 [和泉どの子ども伸びる研究会]
作品研究	【ぼくのブック・ウーマン】(あまん きみこ 作)(光村図書6年) 1930年代のアメリカでは、学校や図書館が近くにはない人々に、馬に乗って本を届けた図書館員たちがいました。そんな実際にあった仕事をもとに生まれたこの物語の、主人公カルの本に対する見方の変化を読み取ることで、作品研究だけでなく、読書について考える時間にしたいです。 [羽曳野はぐるま研究会]
実践報告	【やまなし】(宮沢 賢治 作)(光村図書5年) 自分に自信がない。「正解」をかこうとしすぎるあまりに手が動かない。そんな子ども達が自由に発想し、楽しんで感じたままに表現することを目指した授業の実践報告です。 [北摂はぐるま研究会]
作品研究	【一つの花】(今西祐行 作)(光村図書・東京書籍・教育出版・三省堂4年上) まとめ読みをしていきます。前半と後半を「でも」で対比することにより、戦争のもつ残酷さと、それをのりこえて生きている人間の力強さ(明るさ)、その底にひそむ悲しみ(暗さ)をとらえたい。 [泉南はぐるま研究会]
社会科実践	【今とちがう昔を見つけよう】 ・地域の人々のくらしのうつりかわりを知り、今と違う昔があったことがわかる。時間認識を育てる。 ・よりよいくらしを求める地域の人々の願いに気づく。 ・聞き取りや昔さがしで、昔を調べることができる。 ・グループで力を合わせて、発表することができる。 [人権と社会科研究サークル]

地域サークル

箕面はぐるま研究会
羽曳野はぐるま研究会
和泉どの子ども伸びるサークル
泉南はぐるま研究会
人権と社会研究サークル

[地図]



参加申し込みについて

1. 参加費 2000円(学生は1000円)
2. 申し込み 当日参加の方、本部受付でお願い致します。
なお、従来通りハガキ・Fax・E・mail・電話等での参加申し込みも受け付けます。その場合も本部で受付をお願い致します。

事前申し込みの際は、

- ①氏名
 - ②郵便番号、自宅住所・電話番号
 - ③勤務先
- ①締め切り 7月25日(木)

3. 申し込み・問い合わせ先
〒 590-0423 泉南郡熊取町自由が丘2-15-13 辻 まち子
E-Mail machiko-tsuji@ares.eonet.ne.jp
Tel&Fax 072-453-5214

4. 緊急事態宣言の場合は、中止とさせていただきます。
5. 昼食は各自ご持参ください。
6. マスクの着用をお願いします。

----- ◆ -----
☆実践報告・作品研究

参加者全員で話し合い、考え合い、学び合い、その教材について読みを深めていく集団研究の場です。担当サークル・担当者が話題・問題提供いたします。

日本国憲法 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

「教え子を戦場に送らない」この思いつよくつよく、わたしたちは平和憲法を守ります。

大阪はぐるま研究会